

消費税法の一部改正により、10月1日から消費税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、水道料金・下水道使用料の改定を行います。

ただし、令和元年10月1日より前から水道・下水道を継続して使用している場合、次のような経過措置が適用されます。

(注意点)水道・下水道の使用開始日が、令和元年10月1日以降の場合、初回請求分から10%の消費税率が適用されます。

☎ 水道課 TEL0867-42-1108
 下水道課 TEL0867-42-1109
 FAX 0867-42-1403(水道課・下水道課共通)

料改定 は、変更ありません。

●下水道使用料（農業集落排水・公営浄化槽を含む）

奇数月請求の場合（落合・久世地区）

請求月	適用税率	8月	9月	10月	11月	12月	令和2年1月
11月請求分 (8・9月使用分)	8%	←使用期間→					
1月請求分 (10・11月使用分)	10%			←使用期間→			

偶数月請求の場合（北房・勝山・美甘・湯原・蒜山地区）

請求月	適用税率	8月	9月	10月	11月	12月	令和2年1月
12月請求分 (9・10月使用分)	8%		←使用期間→				
2月請求分 (11・12月使用分)	10%				←使用期間→		

水道・下水道 こんな時は 届け出が必要です

水道異動届出書、口座振替依頼書など各種届出書は、水道課、下水道課、各振興局の窓口にて用意しています。

口座振替のお願い

水道料金・下水道使用料のお支払いには、手間がかからず確実な口座振替をぜひご利用ください。

開始（水道・下水道の使用を開始するとき）

水道異動届出書（開始）の提出

水道・下水道の使用を開始するときは、水道異動届出書の提出と、水道の開栓手数料1000円が必要です。
 (例)・引っ越してこられたとき
 ・使用していなかった(休止中の)水道・下水道を再び使用するとき

休止（水道・下水道の使用を中止するとき）

水道異動届出書（休止）の提出

水道・下水道の使用を中止するときは、水道異動届出書（休止）の提出が必要です。
 (例)・引っ越しをされるとき
 ・長期間留守にするなど水道の使用を一時止めたいとき

消費税率引き上げに伴う 水道料金・下水道使用

(消費税相当額を除いた水道料金・下水道使用料の金額について)

●水道料金(★は検針日)

偶数月検針の場合(落合・久世地区)

検針月	適用税率	8月	9月	10月	11月	12月	令和2年1月
10月検針分 (8・9月使用分)	8%	←使用期間→		★			
12月検針分 (10・11月使用分)	10%			←使用期間→		★	

奇数月検針の場合(北房・勝山・美甘・湯原・蒜山地区)

検針月	適用税率	8月	9月	10月	11月	12月	令和2年1月
11月検針分 (9・10月使用分)	8%		←使用期間→		★		
1月検針分 (11・12月使用分)	10%				←使用期間→		★

水道検針に ご協力ください

2カ月に1回メーターボックスを開けて指針の確認をしています。次のことにご協力をお願いします。

- メーターボックスの上にものを置かないでください。
- メーターボックスの近くに、犬などをつながないでください。
- メーターボックスを隠すような植木や雑草は取り除いてください。
- 家の増改築などでメーターボックスが床下やコンクリートなどの下になる場合は、検針しやすい場所に移してください。(費用は自己負担になります)

●納付書など送り先を変更されるとき
↓送付先変更届の提出

●井戸水や地区水があり使用人数で下水道使用料を算定している人は、使用人数が変わるとき
↓世帯員数変更届の提出

●家を取り壊すなど水道を廃止するとき
↓給水装置廃止届の提出

●譲渡・相続により水道所有者の名義を変更するとき
↓水道所有者名義変更届の提出

●譲渡・売買による所有者の変更は別途添付書類(契約書写し)などが必要で

※届け出はお早めをお願いします。届け出が遅れますと、指定日に対応できない場合があります。

その他の変更

(左記以外の変更は水道課・下水道課へお問い合わせください)

●水道・下水道の使用者の名義を変更するとき

↓水道異動届出書(使用者変更)の提出

●譲渡・相続により水道所有者の名義を変更するとき

↓水道所有者名義変更届の提出

※譲渡・売買による所有者の変更は別途添付書類(契約書写し)などが必要で

保育園・幼稚園・認定こども園 入園希望者募集



真庭市内の保育園、幼稚園、認定こども園では、令和2年度の入園申込を受け付けます。入園を希望する保護者は、受付期間内に申込書を提出してください。年度途中からの入園を希望する場合も受付期間内に申し込んでください。

園 子育て支援課 大倉 TEL0867-42-1054(FAX1388)

保育園

【入園対象年齢】

- 公立保育園
満1歳の誕生日の翌月から
- 私立保育園
生後2カ月から3歳まで

【保育時間】

- ・通常保育（保育標準時間）
午前7時30分～午後6時30分
- ・延長保育
午後6時30分～7時

【休園日】

- 日曜、祝日、年末年始

【保育料】

- 両親の課税状況などにより算定
- ※平成29年4月1日以前に生まれた子どもは無料
- ※延長保育は1日につき2000円が別途必要

幼稚園

- 【入園対象年齢】平成26年4月2日から平成28年4月1日生まれまで

【保育時間】

- ・通常保育
午前8時30分～午後1時30分
- ・預かり保育
通常保育終了後～午後5時50分
- ・夏季預かり保育
午前8時30分～午後5時50分

- 【休園日】土曜、日曜、祝日のほか園規則で定める日
- 【保育料】無料

認定こども園

【入園対象年齢】

- 保育園部

- 満1歳の誕生日の翌月から
- ※北房こども園、落合こども園、天の川こども園は、生後6カ月から
- ※久世こども園は、平成26年4月2日から平成29年4月1日生まれまで

【保育時間】

- 幼稚園部
平成26年4月2日から平成29年4月1日生まれまで

【保育料】

- 保育園部
- ・通常保育（保育標準時間）
午前7時30分～午後6時30分
- ・延長保育
午後6時30分～7時

【休園日・保育料】

- 保育園部は保育園、幼稚園部は幼稚園と同じ

【受付期間】

- 10月1日(火)～31日(木)

共通事項

【申し込み方法】

- 保育の必要性の認定

申請を兼ねた「認定申請書兼入園申込書」に必要書類を添付して提出してください。

※詳しくは、希望する保育園・幼稚園・認定こども園、子育て支援課、または各振興局にお問い合わせください。（入園案内および申込書は各窓口にあります）

市内教育・保育施設一覧

● 保育園(公立)

- 木山保育園 久世保育園
- 久世第二保育園 月田保育園
- 富原保育園 中和保育園

● 保育園(私立)

- 愛慈園

● 幼稚園(公立)

- 草加部幼稚園 米来幼稚園

● 認定こども園(公立)

- 北房こども園 落合こども園
- 美川こども園 河内こども園
- 天の川こども園 久世こども園
- 勝山こども園 美甘こども園
- 湯原こども園 八束こども園
- 川上こども園

● 企業主導型保育事業

ひなた保育園（利用についての詳細は、直接園へお問い合わせください。）

TEL 0867(45)0390

SDGs円卓会議

結成大会

真庭市では、SDGsを推進するための組織「SDGs円卓会議」を設置し、このたび結成大会を開催します。当日は、「里山資本主義」の著者である藻谷浩介さんに講演いただきます。どなたでも聴講できます。ぜひお越しください。

☎ 総合政策課 河本 TEL 0867(42)1169

▼日時

令和元年10月27日(日)
午後1時30分～3時30分

▼場所

久世エスパホール

▼内容

①講演 講師…藻谷浩介さん
演題…SDGsと「里山資本主義」
真庭の挑戦

②SDGs円卓会議

▼申込方法

総合政策課(真庭市久世2927-2)

TEL 0867(42)1169

FAX 0867(42)1353

Mail sogoseisaku@city.maniwa.lg.jp

※席に空きがある場合は、当日参加可

▼申込締切

10月18日(金)(席が埋まり次第終了)



撮影者:家の光協会

藻谷浩介さん

山口県生まれ。平成合併前3,200市町村のすべて、海外106カ国を自費で訪問し、地域特性を多面的に把握。地域振興、人口成熟問題、観光振興などに関し、精力的に研究・著作・講演を行う。近著に、世界まちかど地政学 Next (文藝春秋)。

「姫新線」「まにわくん」 公共交通を利用しよう

鉄道やコミュニティバス「まにわくん」などの公共交通は、地域の人々の日常生活の移動手段として、欠かすことのできない重要な社会基盤です。しかし、近年はマイカー社会にあって、姫新線をはじめとする公共交通機関の利用者が減少傾向にあります。安心して暮らせる真庭市を築いていくためには、鉄道の維持は欠かせません。「私たちの鉄道」というマイレール意識を持ち、みんなですべてを守っていきましょう。

☎ くらし安全課 植木 TEL 0867(42)1017 (FAX 1319)

「いつまでも」じゃない マイカー移動

高齢化が進めば、自分が運転できなくなるだけではなく、送迎の担い手もいなくなり、マイカー移動が困難になります。

「生活に必要な」な 交通手段

公共交通は、通学や通院などの大切な社会基盤であり、生活に欠かせない移動手段です。

鉄道の維持は、 まず「乗ること」

利用者が減れば、鉄道は維持できなくなります。地域に鉄道を残し、公共交通を守っていくためには、まず利用することが大切です。

起業女子応援 café

真庭市内での起業に興味のある女性、真庭市内での起業を準備中の女性、真庭市内で起業間もない女性を対象としたセミナーです。パン屋 moi の出雲井曉子さん(H30年起業)を講師に迎え、本人も起業家でアンガーマネジメントコンサルタントの秋田智恵子さんを交えたトークセッションの中で、起業に関する質問などもすることが出来ます。

問 産業政策課 守屋

TEL 0867(42)1033 (FAX 3907)

▼日時 11月8日(金)
午後1時30分～3時30分

▼場所 cafeオトナリ(H29年起業)
真庭市久世2466-7

▼定員 10人(先着順)
※お子さま連れでの参加も可

▼参加費 無料

▼申込方法

①所定の参加申込書に記載の上、FAXまたはEメールで産業政策課へ申し込み

Mail sangyou@city.manitwa.lg.jp

②スマートフォンからQRコードを読み取り、必要事項を入力してメールで申し込み

▼申込締切 11月1日(金)

飲み物 軽食付き
です。女子会気分
で、お気軽にご参
加ください。



申し込み
QRコード

起業女子応援caféの次のステップ

創業に向けた心構えや事業計画の作成、資金融資制度や助成制度などを学びます

期間▶令和2年1月18日(土)～2月8日(土)

(全4回、毎週土曜日)各回とも午前10時から午後5時まで

場所▶真庭商工会本部 定員▶20人(申込順) 受講料▶無料

まにわ創業塾

申込・問い合わせ先▶真庭商工会本部

TEL0867-42-4325 (FAX4337)

募集『蒜山の写真』

2020年春に開催する企画展に展示する『蒜山の写真』を募集しています。ご応募いただいた写真は、解説文などを付けて、蒜山郷土博物館で展示します。皆さんが好きな「蒜山」をぜひご応募ください。

問 蒜山郷土博物館 深見

TEL 0867(66)4667 (FAX 4667)

▼募集期間

10月1日(火)～令和2年1月31日(金)

▼募集する写真

蒜山地域(川上・八束・中和)で、10年以内に撮影された風景、地域行事、祭などの写真

▼応募方法

応募用紙に、氏名、住所、電話番号、写真のタイトル、写真に関するエピソードなどを記載し、ご応募ください

▼応募条件

①自身が撮影した写真であること
②現像された写真(額装済み・パネル化済み)であること

③サイズは、A3(297ミリ×420ミリ)～A2(420ミリ×594ミリ)程度の大きさ、または四切、四切ワイド、半切、全紙、B3も可

④企画展広報のためのチラシ、ポスターなどへの掲載が可能であること

⑤応募は1人2点までで、既発表の写真も可

⑥被写体が人物・他者の所有物などの場合は、当事者の許可を得ていること

▼注意事項

①賞金、謝礼などはありません。

②展示会終了後返却します。

③応募用紙は、蒜山郷土博物館、各振興局、本庁生涯学習課のほか、蒜山郷土博物館ホームページからもダウンロードできます。

▼応募先

蒜山郷土博物館

〒717-0505

真庭市蒜山上長岡1694

相談料
無料

農地出張相談会

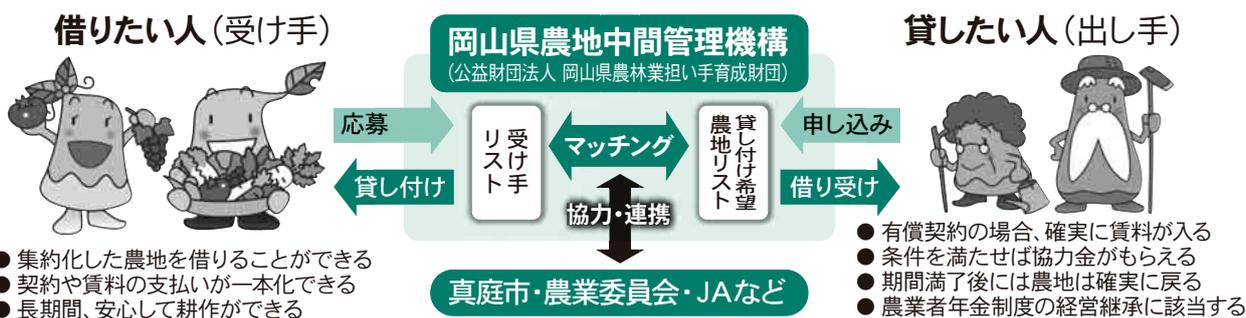
●相談時間/午前10時～午後2時

を開催します!

農地の管理などにお困りの人、「農地中間管理機構」に相談してみませんか。事前の予約は不要です。お気軽にご相談ください。

開催月日	会場
11月5日(火)	北房振興局 1階相談室
11月6日(水)	久世本庁舎 2階相談室(1)
11月8日(金)	蒜山振興局 大会議室

農地中間管理事業のしくみ



《お問い合わせ先》 真庭市農業委員会事務局
TEL0867-42-1676

または 岡山県農地中間管理機構美作支部
TEL0868-23-1325

行政相談 相談無料 予約不要



10月7日から13日は、「行政相談週間」です。行政相談員が、国など行政の仕事に関する困りごとなどの相談をお受けします。苦情がある、困っている、こうしてほしい、制度や仕組みが分からないなどの相談に応じます。相談は無料で秘密は守られます。お気軽にご利用ください。10月以降も各地域で相談日を設けています。日程・場所など詳細は、お問い合わせください。

岡 総務課 河野 TEL0867(42)1150(FAX1341)

開催日	時間	場所
10月4日(金)	午前9時～正午	勝山保健福祉センター
10月7日(月)	午前9時～正午	八束老人福祉センター
10月8日(火)	午後1時～4時	美甘振興局
10月10日(木)	午前9時～正午	落合老人福祉センター
10月10日(木)	午前10時～午後3時	北房振興局
10月11日(金)	午前9時～正午	川上老人福祉センター
10月16日(水)	午前9時～正午	真庭市役所 本庁舎

平成31年度(令和元年度) 全国学力・学習状況調査 真庭市結果概要

真庭市の小中学校では、「確かな学力と豊かな心を備え、夢をもって自ら学ぶ子どもの育成」を目指して、児童生徒の実態把握とそれに基づく指導の改善を進めています。毎年実施される全国学力・学習状況調査についても、調査結果に基づく検証・改善・実践のサイクルを確立し、教育の質を維持・向上させる機会として位置づけています。

また、児童生徒に確かな学力を育むということは、学校の取り組みだけで完結するものではなく、家庭での生活習慣づくり、学習習慣づくりと一体となって成果に結びつくものです。真庭の子どもを確かに育む取り組みを、学校、家庭、地域が一体となって推進するために、本調査結果を公表します。

問 学校教育課 松岡 TEL0867-42-1087 (FAX1416)

▼真庭市、岡山県、全国の児童生徒の平均正答率

	小学校		中学校		
	国語	算数	国語	数学	英語
岡山県	64	65	73	60	54
全国	63.8	66.6	72.8	59.8	56.0
真庭市	62	64	72	58	50

▼「授業の内容がよく分かる」と答えた児童生徒の割合

	小学校		中学校		
	国語	算数	国語	数学	英語
岡山県	83.7	82.0	75.7	72.0	64.0
全国	84.9	83.5	77.6	73.9	66.0
真庭市	86.1	84.1	82.1	79.0	58.9

1 「活用する力の育成が必要」
 これまで、本調査は、主に知識を問うA問題と、主に活用を問うB問題に分けて実施されてきましたが、本年度から、知識と活用を一体的に問う問題に変わりました。
 今年度の結果を見ると、すべての教科において全国平均を下回る結果となりました。特に、英語については、全国値との差が大きくなっています。
 学力調査結果に対して、児童生徒への質問調査による「授業の内容がよく分かる」割合は、国語、算数で高い状況にあります。児童生徒は、授業の中では「分かった」と思っています。実際に「分かった」ことを「活用して」問題を解決すること、つまり「知識を「活用」することに依るとして課題があるといえます。

これからの社会を生きていく子どもたちには、知識を活用し、よりよい方向を目指して問題を解決していく力を育成していくことが求められます。これらの力を育成するために、真庭市の学校では、児童生徒自身が課題を明確にもち、一人だけではなくグループでの対話を通して問題を解くなど、学び合いのある授業を推進していきます。

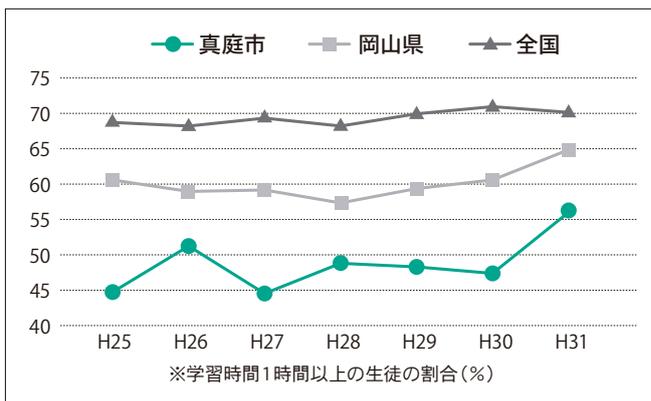
2 学習習慣の改善が必要
 これまでも、真庭市の児童生徒の課題として、学習習慣の定着をあげていました。今年度の調査結果から、中学校3年生における「1時間以上学習する」割合に関して、若干の改善はみられていますが、依然として全国値と大きな差があります。
 授業時間以外の学習習慣を改善していくことも急務であると言えます。
 児童生徒が学習する意義を実感すること、取り組んだことが成果につながり学習意欲を喚起することができるようになること、これらのことを継続して行い、学習習慣の定着を図っていくことができよう、取り組みを推進していきます。

▼授業時間以外の学習に関する調査

調査項目		真庭市(%)	全国(%)
学校の授業時間以外に、普段(月曜日から金曜日)、1日当たり1時間以上勉強をしている	小6	77.1	66.1
	中3	55.9	69.8

3 真庭市が目指す学校教育に向けて
 未来に生きていく子どもたちに「確かな学力を」ということは、市民共通の願いであると言えます。真庭市が目指す教育の理念の下、各学校では本調査結果を踏まえ、課題を設定して取り組みを進めています。これらの取り組みの中心は学校でありませんが、学校、家庭と地域が連携して取り組みを推進していくことが必要です。学校を地域社会の拠点として、本調査から明らかになった課題を共有し、すべての人の協力体制のもと、子どもたちを育ていく必要があります。
 子どもたちのために、共に協力して「共育」に取り組みしましょう。

▼授業時間以外の学習に関する調査



交通事故など

第三者行為によるケガ・病気は 必ず届け出を！

交通事故など第三者行為によるケガや病気で医療機関を受診する場合でも、国民健康保険の保険証を使用して医療を受けることができます。しかし、この場合には、届出の義務がありますので、すみやかに市民課に届け出てください。

☎ 市民課 村瀬 TEL 0867(42)1112 (FAX 1319)

▼第三者行為によるケガや病気とは

他人の行動が原因となるケガや病気です。お互いに過失がある場合（過失割合にかかわらず）や、加害者が親族や不明である場合も該当します。

- (例) 交通事故、スポーツ中の事故、
他人のペットに噛まれた、
飲食店での食中毒、ケンカなど

▼なぜ届け出が必要なのですか

治療するためにかかった医療費は、本来加害者が負担すべきものです。保険証を使って治療を受けた場合は、いったん国民健康保険が医療費を立て替えますが、あとで国民健康保険から加害者や保険会社に請求することになります。

届け出がされないと、本来加害者が負担すべき医療費を国民健康保険が負担することになり、負担が大きくなれば国民健康保険税の増税につながりかねません。

▶ご協力をお願いします

国保では適正な医療費の給付を行うために、ケガや病気の原因について問い合わせを行う場合があります。ご協力をお願いします。

インフルエンザ

予防接種

インフルエンザ予防接種には、発症をある程度抑え、重症化を防ぐ効果があります。期間は、10月1日から令和2年1月31日までです。接種を希望する人は、事前に医療機関へ予約をしてください。

☎ 健康推進課 花房 TEL 0867(42)1050 (FAX 1388)

○1歳以上13歳未満の人

▼自己負担額 2000円（1回当たり）

▼接種回数 2回まで

▼接種可能医療機関 真庭市、新庄村の医療機関

※施設に入所中の場合など、市外接種が可能な場合もあります。

○65歳以上の人

○60歳以上65歳未満の人で、次のいずれかに該当する人

- ・心臓・腎臓または呼吸器の機能に自己の身の周辺の日常生活が極度に制限される程度の障がい有する人
- ・ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がい有する人

▼自己負担額 1300円

▼接種回数 1回

▼接種可能医療機関 岡山県内の医療機関

※年齢はいずれも接種当日です。

※右記対象年齢の生活保護受給者は、無料で接種することができます。接種を希望する人は、事前に福祉課または各振興局で申請してください。



地域を結ぶ

真庭おむすびプロジェクト始動

おむすびプロジェクトとは

岡山県で最大の面積を持つ
広域の真庭地域。「自然」「歴史」「文化」「人」を「おむすび」を通じて、「結びたい」と発足したプロジェクトです。

豊かな水、美味しいお米は、
真庭の財産です。「おむすび」
をツールに、真庭の魅力を発信するさまざまな事業を展開していきます。

ギネス挑戦後には、自慢のおむすびを販売する参加店舗を募集します。

真庭市民の皆さんにご参加いただける企画も今後打ち出していきます。地域が元気になる仕組みを一緒に作り上げて行きましょう。

☎ 真庭観光局

TEL 0867(45)71111



第1弾

ギネス世界記録® 挑戦者大募集

【挑戦種目】

チームで100個の

おにぎりを作った

最速タイム

1チーム25人で100個のおにぎりを5分以内でつくります。
真庭里海米で、世界記録に挑戦します。

【挑戦日時】

11月17日(日)

作州くせぼっこう祭ステージ

【挑戦会場】

久世エスパス土広場

【スケジュール(予定)】

午前9時30分 集合・準備

午前11時 チャレンジ

午後2時 結果発表

※失敗の場合は午後2時から再チャレンジ

【挑戦者条件】

おむすび作りが得意な、

真庭在住の女性

※ギネスガイドラインにより、税理士の人、
真庭市役所に勤めている人は、対象外となります

※個人でも団体でも参加は可能です。

※10月中旬以降、ルール説明や練習日を設定し、ご案内します

【応募締切】

募集定員30人

10月10日(木)まで※先着順

【応募先】

真庭観光局(真庭市勝山654)

TEL 0867(45)71111

健康ポイントを活用

わたしの健康づくり チャレンジ30日

10月1日から「わたしの健康づくりチャレンジ30日！」を実施します。健康で元気な生活を送るためには、健康づくりを実践することが必要です。ぜひこの機会に健康づくりに取り組んでみましょう。健康ポイントにもお申し込みください。

健康推進課・各振興局にある記録用紙に、取り組む目標を決め、実績を記録し提出してください。記録用紙を提出した人の中から抽選で賞品が当たります。なお、生活習慣病など治療中の人は、必ずかかりつけ医に相談したうえで、参加してください。詳細は記録用紙をご覧ください。か、健康推進課までお問い合わせください。

健康推進課 西原

TEL 0867 (42) 1050 (FAX 1388)

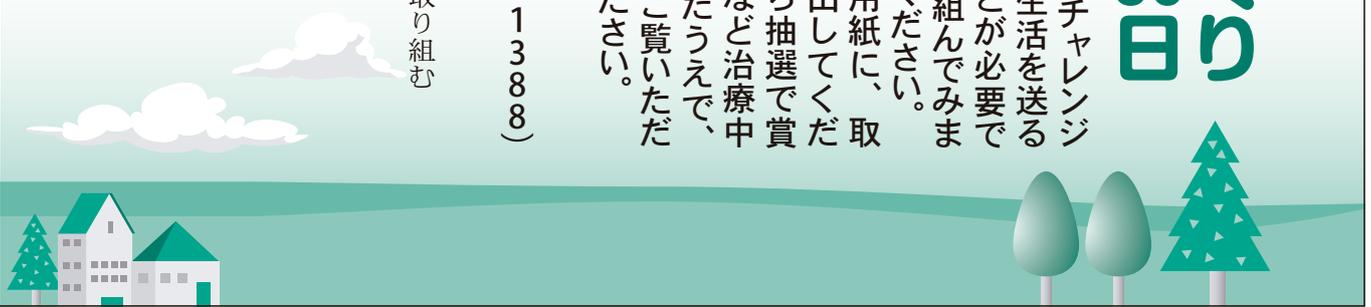
▼▼▼ 期

▼▼▼ 内容

- 10月1日(火)～10月30日(水)
自身で健康に関する目標を決め取り組む
- ① 歩く(散歩を含む)
 - ② 1日の歩数を記録する
 - ③ 朝食を食べる
 - ④ ラジオ体操をする
 - ⑤ 体重を測る
 - ⑥ 朝、昼、夜歯磨きをする
 - ⑦ 野菜を1皿増やす
 - ⑧ 自分で考えた目標「」

▼▼▼ 提出先 提出締切 その他

健康推進課、または各振興局
11月8日(金)
健康ポイント対象事業です



ハーバリウム講座

幻想的な枯れないお花を、自分だけのオリジナルインテリアとしてお部屋に飾ってみませんか。お部屋だけではなく、見る人の心も華やかにしてくれます。

- ▶ 日時 11月17日(日) 午後4時～5時
- ▶ 場所 勝山文化センター1階研修室
- ▶ 内容 ハーバリウムづくり体験講座
- ▶ 定員 20人(先着)
- ▶ 参加費 2,000円
- ▶ 申込締切 11月5日(火)
- ▶ 申し込み 問い合わせ先

勝山振興局地域振興課 徳永
TEL0867 (44) 2011 (FAX2399)

ご利用ください 受付番号発券機



市役所本庁舎の市民課では、よりスムーズにご案内することを目的に、9月から「受付番号発券機」を設置しています。パスポートの申請や住民票の発行など、ご用件に応じたボタンを押して、番号札を受け取って順番をお待ちください。



ボタンは4種類

- ① パスポート・マイナンバーの申請
- ② 住民異動届・戸籍の届出
- ③ 証明(住民票・戸籍)その他受付
- ④ 医療(国保等)・年金

市民課 渡邊 TEL0867(42) 1112 (FAX1319)